

○こども家庭庁告示第六号

児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和七年内閣府令第八十四号）の施行に伴い、内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の九第一号の規定に基づきこども家庭庁長官の定める者（令和五年こども家庭庁告示第七号）及び内閣府の所管することも家庭庁関係法令に係る国家戦略特別区域法施行規則第九条において準用する児童福祉法施行規則第六条の十一の二第一項の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準（令和五年こども家庭庁告示第八号）は、令和七年十月一日限り、廃止する。

令和七年九月三十日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

○こども家庭庁告示第七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和七年政令第八十四号）の施行に伴い、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和六年こども家庭庁告示第三号）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から適用する。

令和七年九月三十日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後
附 則 (施行期日) 第一条 この告示は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 「一・二 略」 三 第十条中指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの第二号の改正規定（第五条第十八項）を「第五条第十九項」に改める部分に限る。」及び第二十条中児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者の改正規定（第五条第十八項）を「第五条第十九項」に改める部分に限る。」 令和七年十月一日	附 則 (施行期日) 第一条 この告示は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 「一・二 同上」 三 第十条中指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの第二号の改正規定（第五条第十八項）を「第五条第十九項」に改める部分に限る。」及び第二十条中児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者の改正規定（第五条第十八項）を「第五条第十九項」に改める部分に限る。」 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号） 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日	
備考 表中の「」の記載は注記である。		

○こども家庭庁
厚生労働省告示第八号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月三十日

こども家庭庁長官 渡辺由美子

厚生労働大臣 福岡 資麿

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部改正）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後
別表 介護給付費等単位数表 [第 1 ～ 第 6 略] 第 7 短期入所 [1 ～ 12 略]	別表 介護給付費等単位数表 [第 1 ～ 第 6 同左] 第 7 短期入所 [1 ～ 12 同左]	